

# 小波津川水系河川整備計画

平成15年7月

沖 縄 県

## 目 次

	頁
第 1 章 河川整備の現状と課題	1
第 1 節 流域及び河川の概要	1
第 2 節 治水の現状と課題	2
第 3 節 河川の利用および河川環境の現状と課題	2
第 2 章 河川整備計画の目標に関する事項	4
第 1 節 河川整備計画の対象区間	4
第 2 節 河川整備計画の対象期間	5
第 3 節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	5
第 4 節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する目標	5
第 3 章 河川の整備の実施に関する事項	6
第 1 節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	6
1. 河川工事の目的、種類及び施行の場所	6
2. 河川管理施設の機能の概要	7
第 2 節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	8
1. 河川管理施設の維持管理	8
2. 水量・水質の監視等	8
第 3 節 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項	8
1. 地域ぐるみの河川管理	8
2. 情報伝達体制の構築	8

## 第1章 河川整備の現状と課題

### 第1節 流域及び河川の概要

小波津川は、県都那覇市に隣接した西原町に位置し、その源を西原町池田付近の丘陵台地に発して東流した後、支川の翁長川と合流し、中城湾に注ぐ、流路延長 4.4km、流域面積 3.8k m<sup>2</sup>の二級河川である。

気候は、亜熱帯海洋性気候に属し、降雨は梅雨期、台風期に集中しており、流域の年平均降水量は約 1,800mm、年平均気温 22～23 度と温暖である。

小波津川は、昭和 10 年頃ヤブ川の流れを変え、兼久川寄りに新設された河川であり、河道は、沖縄県の本土復帰前後の昭和 40 年代後半から昭和 50 年代前半にかけて農業用排水施設として整備されたことから、川幅が小さなコンクリート護岸が連続しており、水質汚濁と相まって生物の生育・生息環境は良好ではない。そのため、生息している水生生物ではグッピーやモザンビークティラピア等の汚濁に強い魚類が主体であり生物種は少ないが、感潮域にはミナミトビハゼ、甲殻類のヒラモクズガニが見られ、自然環境が良好な源流付近では魚類のアヤシノボリや甲殻類のサカモトサワガニ、トゲナシヌマエビ、池沼性昆虫のアカナガイトトンボが生息し、かつての小波津川の面影を残している。

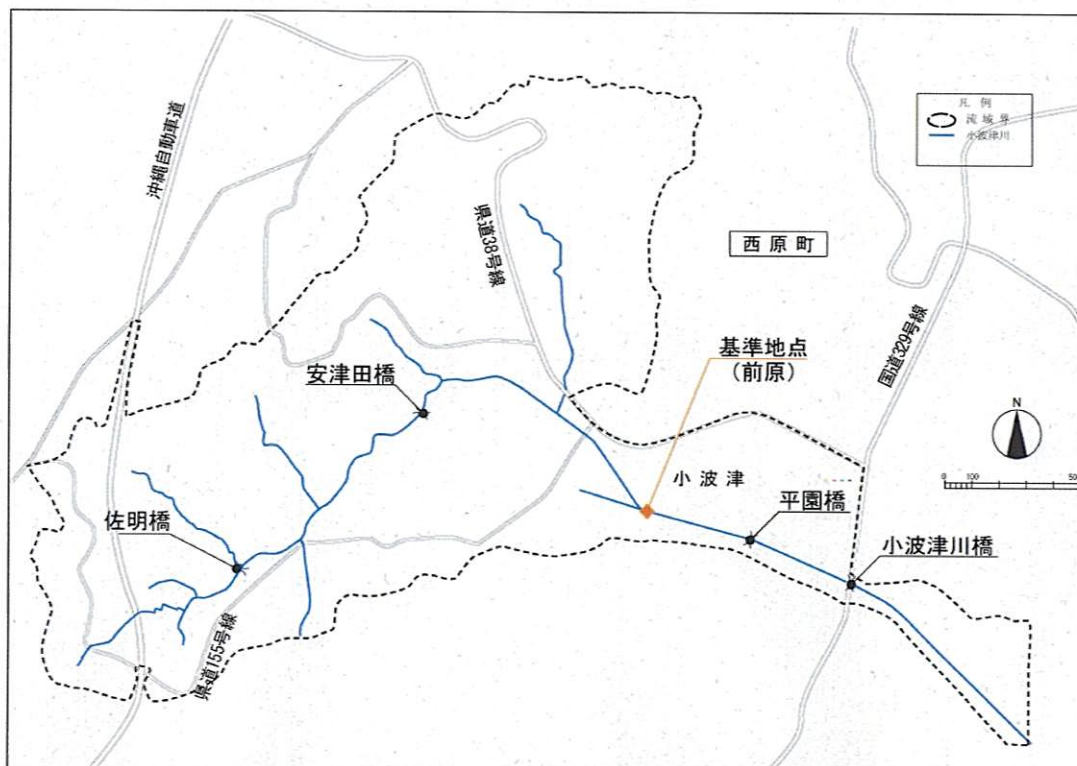


図1-1 流域概要図



## 第2節 治水の現状と課題

小波津川の治水事業は、昭和49年に準用河川の指定を受け、昭和50年から昭和62年までに河川改修事業や災害関連事業等により護岸の整備が行われたが、近年、都市化の進展による保水・遊水機能の低下による洪水流出の増大や河川の流下能力不足が相まって、台風や集中豪雨による洪水被害が頻発している。特に近年では、平成10年2月の集中豪雨、平成11年9月の台風18号、平成12年11月の集中豪雨、平成13年9月の台風19号により、下流域の小波津地区等は床上・床下浸水などの洪水被害に見舞われている。

## 第3節 河川の利用および河川環境の現状と課題

小波津川における河川の利用については、近年の都市化の進展に伴う水質の悪化により、沿川住民との結びつきは薄れ、親水・レクリエーション活動や農業・水道用水としての利用はない。

小波津川の源流から県道155号線付近に至る上流域は、周辺一帯に分布する小起伏丘陵地に樹林地が残り、良好な景観を呈している。沿川は、サトウキビ畑等の耕作地として利用され、のどかな農村風景が広がる。河岸はコンクリート護岸で整備され、目立った植生はないが、砂礫等の自然河床が残る区間では、丘陵地からの湧水の流入が見られ、水際にはパラグラスやセイコノヨシ等の湿性植物が生育し、多様な水際が形成されている。また、砂礫下にはサカモトサワガニが生息し、瀬や淵はアヤヨシノボリ、トゲナシヌマエビなどの生息場となっており、流れの緩やかな淵やよどみにはアカナガイトトンボの幼虫など多くの水生昆虫が生息している。

県道155号線付近から小波津川橋下流に至る下流域は、市街地と耕作地が混在する中を流下しており、河岸と河床はコンクリートで整備され、直線的な河道には目立った植生がない。河道内は、イソシギやキセキレイ等の鳥類が餌場として利用しているが、水質の悪化等によって生息する水生生物は少なく、水質汚濁に強い魚類のグッピーやモザンビークティラピアなどが生息している。

小波津川橋下流から河口に至る感潮域は、サトウキビ畑等の耕作地の中を流下しており、河岸と河床はコンクリートで整備され、直線的な河道には目立った植生がなく、水質が悪いことから魅力に乏しい。川には回遊魚のミナミトビハゼや甲殻類のヒラモクズガニ等が見られ、満潮時にはボラ、クロサギも確認されており、鳥類のアオサギやダイサギ等の採餌の場となっている。また、河口付近の干潟では、トカゲハゼが確認されている。

河川の水質は類型指定されてなく、平成 13 年の水質（BOD75%値）調査によると、河口付近で 14mg/l、東部消防署西原出張所付近で 37mg/l、池田ハイツ上流付近で 0.8mg/l となっており、生活雑排水等の流入により水質の悪化が進行している。

## 第2章 河川整備計画の目標に関する事項

### 第1節 河川整備計画の対象区間

本計画の対象とする区間は、下記の表2-1に示す区間とする。

表2-1 整備計画対象区間

河川名	対象区間		対象区間
	自	至	
小波津川	右岸：西原町字池田 251番地の1地先 左岸：西原町字池田 326番地の2地先	右岸：海に至る 左岸：海に至る	約3.8km

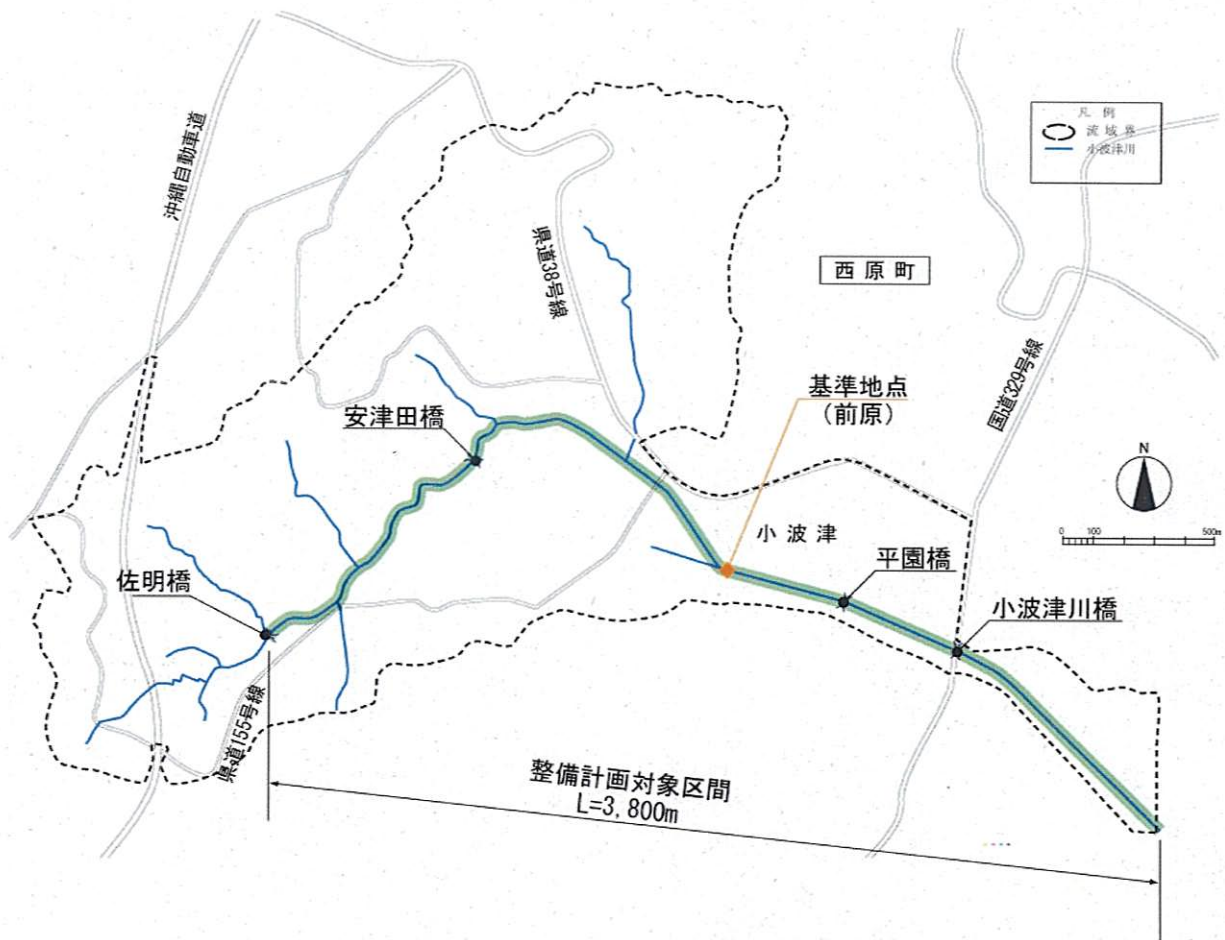


図2-1 整備計画対象区間概要図



## 第2節 河川整備計画の対象期間

河川整備計画の対象期間は、計画策定から概ね15年とする。

本計画は、現時点の小波津川流域の社会状況・自然状況・河道状況に基づき策定されたものであり、今後の流域状況の変化や新たな知見・技術の進捗等により、適宜見直しを行うものとする。

## 第3節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

小波津川水系においては、想定氾濫区域内の資産規模や過去の災害実績等を考慮して、30年に1回程度の降雨で発生する洪水から下流域の住宅や畑等を防御することを目標とする。

また、計画規模を上回る洪水の発生に対しても、できるだけ被害を軽減するため、情報伝達体制及び警戒避難体制の整備を図る。

## 第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する目標

河川水の利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、適正な水利用が図られるよう努めるとともに、動植物の生息・生育環境、水質等に配慮し、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努めるものとする。

河川の適正な利用に関しては、住宅地における貴重な水辺空間であるため、「ひとびとが憩い、うるおう川づくり」を目指し、水辺に近づくことができるよう親水性に配慮した河川整備を行う。

河川環境の整備と保全に関しては、上流域は丘陵地からの湧水があり、サカモトサワガニなどが生息する豊かな自然環境を残していることから、「水と緑、自然豊かな川づくり」を目指すものとする。このため、緑地の保全や水質の向上などの総合的な環境保全対策を関係機関及び地域住民と連携を図りながら推進する。

また、河川整備にあたっては、魚類等の移動など、川の上下流の連続性に配慮した河道整備を行うとともに、過去に生息していたメダカやコイなどの生息環境の復元を図るため、瀬・淵等の整備と保全に努める。

河川の水質については、下流域で生活排水や畜舎排水等の影響により水質が悪化していることから、関係機関及び地域住民と連携しながら、水質の改善に努めるものとする。

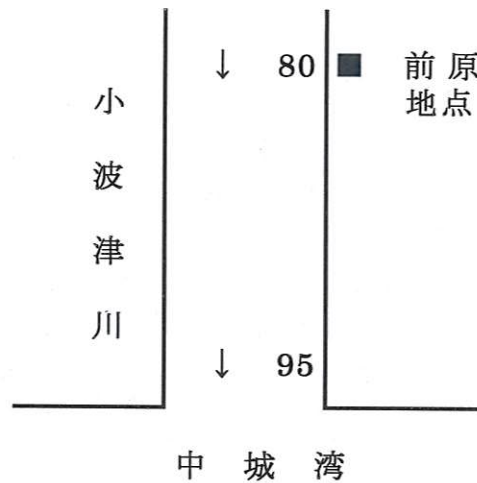
### 第3章 河川の整備の実施に関する事項

#### 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

##### 1. 河川工事の目的、種類及び施行の場所

小波津川水系については、30年に1回程度の降雨で発生する洪水から小波津地区等の住宅や畑などを防御することを目的として、小波津川の河道拡幅及び護岸等の整備を行うものとする。

河川名	施行の場所	整備の内容
小波津川	西原町池田地先から河口（右岸） 西原町池田地先から河口（左岸） （佐明橋付近から河口まで）	河道拡幅及び 護岸等の整備 約 L=3.8 km



計画高水流量配分図

■：基準地点  
単位：m<sup>3</sup>/s



## 2. 河川管理施設の機能の概要

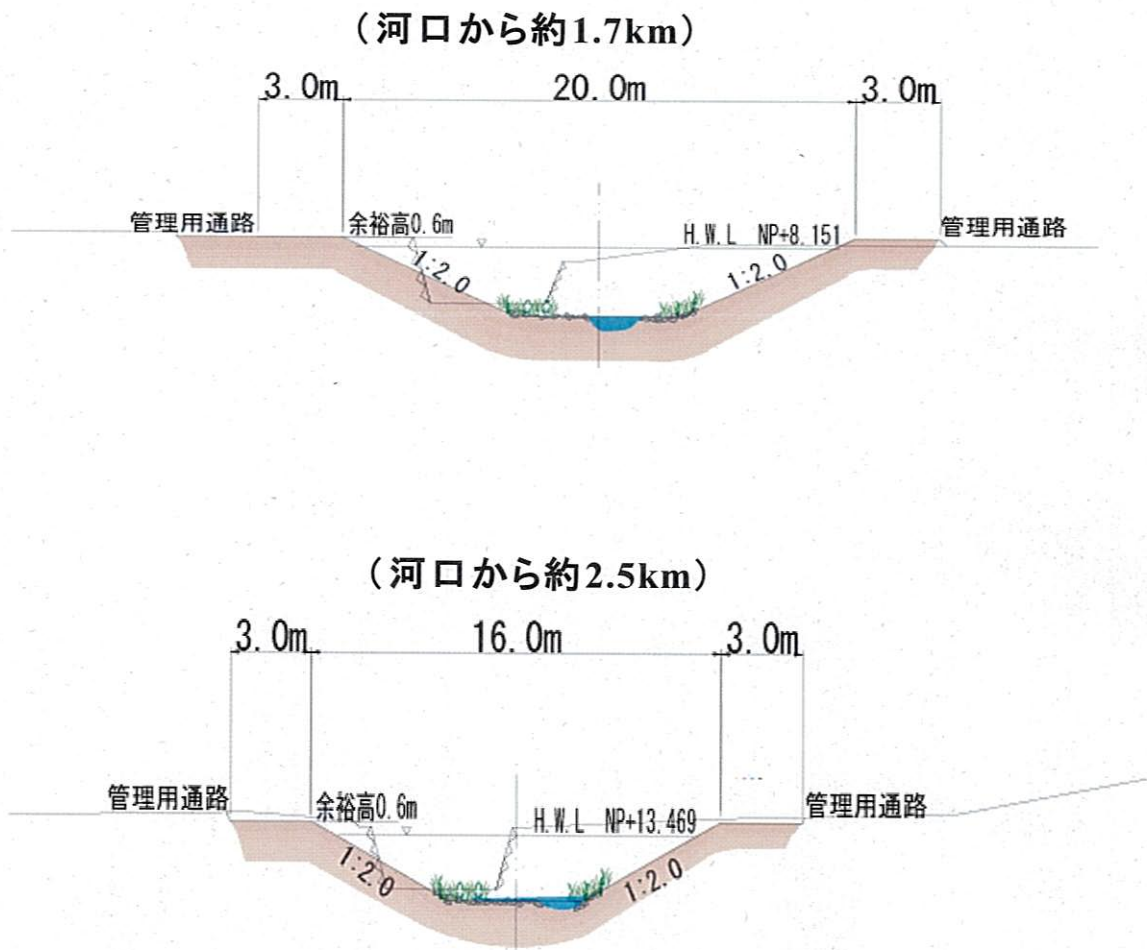
河川整備にあたっては、過去に生息していたメダカやコイなどの生息環境の復元を図るため、瀬・淵等の整備と保全に努める。

また、魚類等の移動に配慮して、魚道の設置や既存落差工の改善を行うとともに、みお筋の整備を行い上下流方向の連続性の確保を図る。

さらに、河口付近の干潟については、トカゲハゼの生息が確認されていることから、専門家の意見を踏まえ、トカゲハゼの生息環境に配慮した整備を行う。

河川護岸については、緩やかな勾配で植生の回復に配慮した構造とし、ひとびとが憩い、うるおう水辺空間となるよう親水性に配慮した整備を行う。

河川工事の実施にあたっては、赤土等の海域への流出防止対策を行い、水質汚濁の防止を図るものとする。



小波津川河道改修断面図

## 第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理に関しては、洪水等による災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の保全等の観点から、調和のとれた所期の機能を維持することを目的として、下記の事項を行うものとする。

### 1. 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、施設の変状、破損等の異常の早期発見に努め、異常を発見した時は原因を究明し、速やかに補修して災害の発生を未然に防止する。

また、洪水流下の阻害となる河道内の堆積土砂及び樹木等については、瀬、淵の状態など環境上の影響にも配慮して適正に対処する。

### 2. 水量・水質の監視等

小波津川においては、流水の正常な機能の維持管理を目的に、日常的な雨量・水量・水質の把握を行う。

また、河川の水質事故等については、河川巡視や地域との連携により早期発見と適切な対処に努めるものとする。

## 第3節 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

### 1. 地域ぐるみの河川管理

小波津川を常に安全で適切に利用・管理する機運を高め、より良い河川環境を地域ぐるみで形成することを目的に、河川管理者として収集した情報や河川利用に関する情報等の提供を行い、住民参加による河川管理を推進する。

### 2. 情報伝達体制の構築

小波津川における洪水被害を防止・軽減することを目的として、これらに関する情報の提供を行うとともに、地域住民一人一人の防災意識を高めるよう努める。

また、関係機関と連携し、洪水時における地域住民の警戒・避難を助けるための情報伝達体制を構築するものとする。